

編集発行人

株式会社 船井総合研究所

取締役 三上 元

TEL:06-314-3901

株式会社FPシミュレーション

代表取締役・税理士 三車 厚二

TEL:06-946-8011

## 「お中元」名義であれば交際費

Q: 長引く不況で当社もダメージを受けています。それでも、お中元は止めるわけにもいかないの、テレホンカードでも贈ろうかと考えています。少額なので交際費にしくなくてもよいでしょうか。

A: デパートでは、お中元商戦中ですが、昨年来からの不況のため、どの会社も贈答品の額をできるだけ抑えたいのが実情のようです。

さらに、6年度税制改正で、交際費については平成6年4月1日以後開始する事業年度からは損金算入枠内でも10%が課税されることとなりますので、中小企業には厳しい状況と言えるでしょう。

さて、「お中元」として贈る以上は支出した費用は税務上、交際費となります。それがたとえ少額であっても「お中元」という名目上、特定の者が対象となり交際費になります。よって、ご質問については交際費に該当します。

ただし、会社の広告宣伝用の扇子・うちわ、手帳、又は千円程度のテレホンカード、オレンジカード等の商品等の販売を促進するための少額の費用で、不特定多数の者に対する広告宣伝効果のあるものについては、交際費から除かれることになります。

